

「石狩湾新港管理組合インフラゼロカーボン試行工事」実施要領 (令和7年3月制定)

1 目的

「ゼロカーボン北海道」に貢献しようとする「石狩湾新港における脱炭素化」の実現には、全ての業態におけるカーボンニュートラルの取組が不可欠であることから、建設業におけるカーボンニュートラルの意識醸成を図ることを目的とする。

2 試行工事の内容

受注者から「石狩湾新港における脱炭素化」に資する工事現場の意欲的な取組について提案を受け、取組を実施した場合は、「工事施行成績評定」で加点評価する。

なお、本試行工事において「石狩湾新港における脱炭素化」に資する取組とは、二酸化炭素の排出削減や吸収等の取組をいう。

3 適用対象

(1) 令和7年5月1日以降公告（指名競争入札、随意契約の場合は通知とする。以下同じ）の工事

(2) 該当する工事のうち施工成績評定を行わない次の工事については試行工事の対象とはしないが、「石狩湾新港における脱炭素化」に資する取組を妨げるものではない。なお、取り組む場合は、5 実施方法(2)から(5)に従い取り組むこととする。

ア 契約金額500万以下の工事

イ 維持・修繕工事のうち工事受渡書による受渡行為が必要のない工事

ウ 緊急工事

4 評価対象

次の全ての条件を満たす提案について、工事施行成績評定で加点対象とする。

①	工事現場内で行う取組（工場製作のみの工事の場合は、工場での取組も対象とする）
②	次のいずれかの取組 ・工事現場や工事施工に伴う二酸化炭素排出量の削減に寄与する取組 ・二酸化炭素の吸収に寄与する工事現場内の取組 ・二酸化炭素発生を低減して製造した資材等の使用
③	発注者が費用を計上していない取組
④	他の取組などで、工事施行成績評定（創意工夫、社会性等）で重複して加点評価しない取組
⑤	工事現場としての実施が確認できる取組
⑥	工事現場の安全や目的物の性能や耐久性等に影響しない取組

5 実施方法

- (1) 適用対象工事は、入札の公告（入札説明書が必要な工事は入札説明書にも記載）と特記仕様書に「石狩湾新港管理組合インフラゼロカーボン試行工事」であることを記載する。（別紙1、別紙2）
- (2) 契約後、受注者が「石狩湾新港管理組合インフラゼロカーボン試行工事」に取り組む場合、4の評価対象に合致する提案（最大3件まで）を所定の計画書（別紙3）を施工計画書に添付し、工事監督員に提出する。
- (3) 工事監督員（総括監督員）は、(2)の提出があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し、評価結果を工事施工協議簿により受注者に回答する。評価できない提案があった場合、受注者は提案を再提出できる。
- (4) 受注者は、(3)で提案した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。
- (5) 受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員（総括監督員）に「実施状況報告書」（別紙4）を提出する。「実施状況報告書」には、(4)で撮影した写真を添付する。
- (6) 総括監督員は、「実施状況報告書」により、(3)で提案された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事施行成績評定の「6 社会性等」の該当評価項目を加点評価する。もし、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合又は(3)の提案がない場合には、加点評価は行わない。（減点は行わない。）

6 その他

- (1) この要領は、石狩湾新港管理組合の発注工事に適用する。
- (2) 総合評価落札方式で実施する場合は、二酸化炭素の削減等に関する項目を、技術提案・簡易な施工計画における技術的所見の評価項目として設定しないものとする。

附則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

別紙1

●一般競争入札の場合

【入札の公告の記載内容】

令和7年5月1日以降公告の工事のうち、予定価格が500万円を超える請負工事の場合に、次のとおり記載すること。

入札の公告 記載例

『1 入札に付する事項』に以下を追記する。

(番号) この工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「石狩湾新港管理組合インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。

受注者は契約後、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を発注者に提案し取組を実施することができる。

この試行に係る費用については、原則、受注者の負担とする。

●指名競争入札、随意契約の場合

【指名通知等の添付内容】

令和7年5月1日以降に通知の工事のうち、予定価格が500万円を超える請負工事の場合に、次の記載内容を指名通知等に添付する。

「石狩湾新港管理組合インフラゼロカーボン試行工事」について

この工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「石狩湾新港管理組合インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事のため、次の事項を承知の上、競争入札に参加してください。

- 1 受注者は契約後、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を発注者に提案し取組を実施することができる。
- 2 この試行に係る費用については、原則、受注者の負担とする。

別紙2

特記仕様書 記載例

次の記載内容は、令和7年5月1日以降公告の工事のうち、予定価格が500万円を超える請負工事の場合に適用する。

石狩湾新港管理組合インフラゼロカーボン試行工事について

1 試行の実施について

本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「石狩湾新港管理組合インフラゼロカーボン施行工事」の対象工事である。

2 試行の内容について

工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を提案し取組を実施することができる。

実施要領については、石狩湾新港管理組合ホームページで確認すること。

URL (実施要領を掲載した石狩湾新港管理組合のホームページのURLを記載)

3 試行の実施について

受注者が本取組を実施する場合は、

① 石狩湾新港管理組合のホームページからダウンロードした様式を用いて計画書を作成し、この計画書を施工計画書に添付し、工事監督員に提出する。

URL (様式を掲載した石狩湾新港管理組合のホームページのURLを記載)

② 工事監督員（総括監督員）は、①の提出があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し、評価結果を工事施工協議簿により受注者に回答する。評価できない提案があった場合、受注者は提案を再提出できる。

③ 受注者は、前項で提案した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。

④ 受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員（総括監督員）に「実施状況報告書」を提出する。「実施状況報告書」には、③で撮影した写真を添付する。

⑤ 工事監督員（総括監督員）は、「実施状況報告書」により、②提案された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事施行成績評定の「6 社会性等」の該当評価項目を加点評価する。

もし、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合又は②の提案がない場合には、加点評価は行わない。

4 試行の費用について

本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

石狩湾新港管理組合インフラゼロカーボン試行工事 計画書

受注者

担当部・グループ

工事番号

工事名

<計画>

取組内容及び期待される効果（最大3件まで（※））

（1件目）

（2件目）

（3件目）

（※） 工事施行成績評定での評価は、提案のうち1件以上実施した場合に評価します。

（1件のみ実施の場合と3件実施の場合では、同じ評価点数です。）

- 受注者は、この計画書を施工計画書に添付し、工事監督員に提出してください。

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書

工事名			/
項目	工事特性・創意工夫・社会性等 (いずかに○)	評価内容	
提案内容			
(説明)			
(添付図・写真等)			

※1 説明資料は、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

※2 工事特性については、都市部等や厳しい自然条件への対応状況がわかる資料を添付すること。また、創意工夫及び社会性等については、その目的や効果がわかる資料を添付すること。